

けんぶち ふれあいネットワーク 社協だより

2018年10月

No. **93**

発行

社会福祉法人
剣淵町社会福祉協議会

〒098-0338 上川郡剣淵町仲町28番1号 ふれあい健康センター内 Tel0165-34-3922



剣淵中学校 吹奏楽部

主な内容

第31回 ふれあい広場

平成30年7月7日（土）仲町小公園で開催されました。

大勢の町民で賑わい、町民が楽しく交流を深めました。

- 会費納入ありがとうございました
- 社会福祉協議会の取り組み
- 日常生活自立支援事業
- 第50回福祉合同運動会
- 第31回ふれあい広場
- 9月27日「ふれあい昼食会」
- 北海道胆振東部地震災害義援金
- 赤い羽根共同募金

会費の納入に、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。 剣淵町の社会福祉のために、有効に活用させていただきます。

社協会費は、全町民が社協の会員として地域の福祉活動に積極的に参加し、地域の福祉をより豊かにしていただく考え方のもとにお願いしております。

活動の財源は、この社協会費のほか皆様から寄せられた善意の寄付金、そして剣淵町からの助成金や共同募金委員会からの配分金でまかなわれています。

今年度も一般会費、特別会費、賛助会費の納入にご理解と、ご協力をいただきましてありがとうございました。

会費の種類

- 一般会費：自治会を通じ基準世帯にお願いしています（1口 1,200円）
- 特別会費：社会福祉に特にご協力いただいた方々（1口 1,000円）
- 賛助会費：社会福祉に特にご協力いただいた法人・団体（1口 3,000円）

社協が支援している福祉団体等

- 老人クラブ連合会
- 遺族会
- 身体障害者福祉協会
- 子供会育成連合会
- 青少年健全育成協議会
- 赤十字奉仕団
- 高齢者事業団
- 剣淵町保護司会
- 相談員連絡協議会
- 各ふれあいサロン

社会福祉協議会の取り組み

- 社会福祉協議会では、皆様の暮らしをサポートする様々な事業に取り組んでいます。
地域福祉～「ふれあい広場の開催」「小地域ネットワーク活動の推進」「ふれあいサロンの普及推進」
在宅福祉～「ふれあい昼食会の開催」「いきいきルーム（託老事業）の開設」「介護用ベット・車椅子の貸出」「杖、アイスピックの助成」「広報誌の発刊」「福祉団体助成」「共同募金への協力」「ボランティア活動の振興」
生活支援～「生活福祉資金貸付事業」の窓口

＜介護保険事業＞

- 訪問介護事業 剣淵町社協訪問介護事業所
高齢利用者のお宅にホームヘルパーが訪問し、家事援助（掃除、洗濯、買い物等）、身体介護（入浴、排泄、通所介助等）のサービス提供します。
- 居宅介護支援事業 剣淵町社協介護支援事業所
介護保険の介護・保険医療・福祉サービスを利用できるように相談にのり、ご利用者にあった居宅サービス計画を作成します。
- 日常生活自立支援事業
- 剣淵町の受託事業～「配食サービス」「介護予防ケアプラン作成」等に取り組んでいます。
- 通所型サービス A デイサービスセンターりんどう
事業対象者、要支援1～2の方を対象としたデイサービスです。送迎、食事提供、入浴、レクリエーション、トレーニング室を使用した軽運動などのサービス提供し、介護予防に努めます。

◀障害福祉サービス▶

○計画相談支援 指定特定相談支援事業所 けんぶち

身体又は精神に障がいをお持ちの方、障害福祉サービスの申請者等を対象とした相談支援事業所です。相談支援専門員が、支援内容を織り込んだサービス等利用計画書を作成、定期的に面談などを行います。

○居宅介護支援事業 ホームヘルプセンターつむぎ（平成30年10月1日開設）

障がいをお持ちの方のお宅にホームヘルパーが訪問し、家事援助（掃除、洗濯、食事作り等）、等のサービス提供します。

◀貸出・助成等▶

○介護用ベット・車イス短期貸出

高齢・障がい・病気等のため、一時的に介護用ベットが必要な方、歩行が困難なため車椅子が必要な方に短期貸し出しいたします。

○杖・アイスピック助成

高齢者や身体が不自由な方に、杖とアイスピックの購入を助成しています。

※半額助成で利用者負担 杖～700円 アイスピック～500円

日常生活自立支援事業

○利用できる方・・・高齢や障がいにより日常生活の判断能力に不安のある在宅生活している方。

○毎日の暮らしの中で、困りごとや判断ができない事が起こった場合や、福祉サービス利用手続き、金銭管理などについてお手伝いします。（土別市、剣淵町、和寒町、幌加内町で事業実施しています）

①福祉サービス利用援助・・・介護保険などの福祉サービス利用手続き、料金の支払いの援助

②日常的な金銭管理・・・電気・水道料金などの支払い、役所に出す書類の書き方、お金の管理。

③書類等の預かり・・・預金通帳や年金証書など、安全な所での預かり。

○サービスのしくみ

ご本人、ご家族、ご親戚からのご相談いただいた後、生活支援専門員が訪問し、詳しい内容をお聞きして、提供するサービスの計画をつくりまします。

利用されるご本人と契約を結んだあとは、契約に基づいて各市町ごとに登録されている生活支援員がサービスの提供をいたします。



○利用するには・・・相談窓口 剣淵町社会福祉協議会 ☎34-3922

利用料は1回（1時間程度）1,500円（うち交通費300円含む）が発生しますが、利用者の収入により剣淵町から補助制度があります。ご相談は無料です。

第50回 剣淵町社会福祉合同運動会

健康増進を図るとともに、福祉関係者の親睦と交流を目的に6月21日（木）、剣淵高校グラウンドにて開催されました。

老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、西原学園、北の杜舎、ひらなみ荘、グループホーム菜、剣淵保育所、デイサービスセンターりんどうの皆さんが出場しました。フォークダンスや大玉ころがし、玉入れ、綱引きなどの競技に出場し、交流を深めました。



バルーン演技



大玉ゴルフ



大玉ころがし



輪投げ



玉入れ



綱引き

第31回 ふれあい広場

障がいの有無や年齢にかかわらず、地域住民が集い交流を深める「ふれあい広場」が7月7日（土）、仲町小公園で開催され、大勢の町民で賑わいました。各団体等が出店し、子どもから大人まで楽しめるコーナーが設けられたほかステージイベントが賑やかに繰り広げられ、最後は恒例のもちまきが行われ、多くの町民が楽しい一日を過ごしました。

ご協力頂いた各団体、実行委員、協力員の皆さま、ありがとうございました。



野外いきいきルーム・りんどう



剣淵屯田太鼓・子龍太鼓



絵本読み聞かせ



絵本の里けんぶちジュニアチアリーディング



人権擁護活動・保護司会活動



飲料販売

ふれあいサロンは「地域の憩いのたまり場」

剣淵町内では、西町・緑町・仲町・元町・屯田町の5地区で「ふれあいサロン」が実施されています。趣向をこらした活動が行われ、地域住民のふれあいの場として喜ばれています。

☆楽しさ・生きがい・社会参加の場

住み慣れた地域で、顔なじみの人たちとゲームやお茶会など、楽しい時間を過ごすことができ地域や社会とのつながりを持つことができます。

☆閉じこもり防止・健康づくり

生活にメリハリが付き、適度に体を動かすことで脳や筋力の活性化、介護予防にもなります。

☆さまざまな情報が得られる場

参加者、サポーター、保健師、講習の講師などから情報を得たり、相談する機会を持つことができます。

☆安否確認などの見守りの場

サロンに参加いただくことで安否確認することができ地域の中で見守りのネットワークが形成されます。

☆あなたの地域でもぜひ「ふれあいサロン」を開設しましょう。

「ふれあいサロン」は、地域の有志の方（ボランティアや自治会役員、女性組織、老人クラブの方等）に集まってもらいサロンを開設、運営することになります。サロン立ち上げや運営のご相談は社会福祉協議会、地域包括支援センターへご連絡ください。

（剣淵町社会福祉協議会 ☎ 0165-34-3922 ・ F A X 0165-34-3985）



☆サロンの様子です。

参加者の皆さんでお茶を飲みながらおしゃべりやゲームをしたり、運動をしたり楽しんで過ごしています。



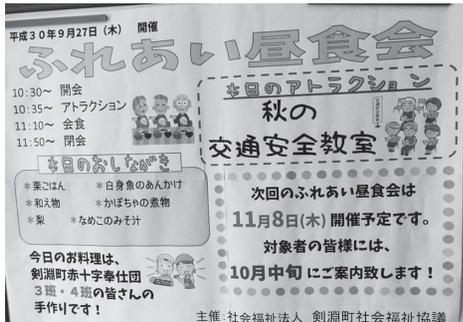
「ふれあい昼食会」



70歳以上の一人暮らしの方、80歳以上の同居の方を対象に年5回開催しています。9月6日（木曜日）の開催でしたが北海道胆振東部地震の為、9月27日（木曜日）に延期、開催し46名の方が参加しました。秋の交通安全教室として旭川方面士別警察署山本交通課長、高橋交通係長を招き講話を行いました。昼食は、赤十字奉仕団のみなさんが腕によりをかけた料理がならび、参加者はおしゃべりを楽しみながらいただきました。

●本日のおしながき●

- 栗ごはん
- 白身魚のあんかけ
- 和え物
- かぼちゃの煮物
- なめこの味噌汁
- 梨



次回のふれあい昼食会11月8日（木曜日）開催予定です。是非ご参加ください。



北海道胆振東部地震による災害義援金の受付について

～ 北海道胆振東部地震被災の皆様にお見舞い申し上げます～

平成30年9月6日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする最大震度7の地震により、家屋の倒壊等の甚大な被害が発生しました。この災害で被災された方々を支援するために、義援金の受付を行っています。義援金につきましては日本赤十字社北海道支部、北海道共同募金会を通じて、被災地にお届けいたします。町民皆様の温かいご支援をお願いいたします。

- 受付期間 平成30年9月12日（水）～平成31年3月31日（日）
- 受付窓口 剣淵町役場住民課（日赤剣淵町分区） 電話26-9026
 剣淵町社会福祉協議会（共同募金会） 電話34-3922



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



10月1日から「赤い羽根共同募金運動」が始まりました

共同募金の助成は、点訳ボランティアといった草の根のボランティア活動の費用から、高齢者・障がい者等を支援する施設・福祉団体等への助成。大規模災害が発生した場合の被災者・被災地への見舞金や災害ボランティア活動支援等、被災地を応援するために使われています。その多くは地元へ配分されています。

剣淵町では・・・

- 敬老会開催事業～自治会の敬老会に助成
- 子供会活動助成～子育て連に助成
- ふれあい広場開催事業～ノーマライゼーション思想の普及の一環として実施。
- いきいきルーム事業～高齢者の交流、心身機能維持、介護者の負担軽減のための託老事業に活用
- 広報誌発刊事業～社会福祉情報提供の為、年3回発行

赤い羽根共同募金とは

赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後間もない1947年（昭和22年）に、市民が主体の民間運動と始まりました。当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律（現在の「社会福祉法」）に基づき地域福祉の推進のために活用されてきました。社会の変化のなか共同募金は誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。

共同募金のしくみ

共同募金は、地域の福祉団体等からの助成の申請を基に助成計画を立案し、その計画に基づき、助成事業に必要なとされる目標額を毎年定めています。つまり、地域ごとに課題解決に必要な使い持ちの額を事前に定めてから寄付を募る「計画募金」です。

募金による助成には、市区町村での活動を応援する地域助成と、市区町村を超えた広域での活動や先駆的な活動を応援する広域助成があります。全国的な統計では、地域助成と広域助成の一部を合わせて、集まった募金の約7割が募金をいただいた地域で使われています。残りの3割は市区町村を超えた広域での活動や災害時の備えのためなどに使われています。

歳末たすけあい運動にご協力をお願いします

歳末たすけあい運動は、12月1日～31日に行われます。共同募金の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体のほか、みなさまのご参加やご支援を得て展開する運動です。

お寄せいただいた義援金は、新しい年を迎えるこの時期に、心身障がい者、介護など支援を必要とする独り暮らしのお年寄り、援助を必要とする子供たちなど、各地域で支援を必要とする人々へお届けします。今年も皆様のあたたかいご協力をお願いいたします。



窓口募金（募金箱）にご協力下さい（10月1日～31日まで）

下記の窓口で募金箱を設置してありますので、よろしくお願いいたします。

・役場・農協・商工会・郵便局・信金・絵本の館・社会福祉協議会

●「けんぶち社協だより」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。